

こんにちは

やさしい
にほんご
日本語

かい ご ほ けん 介護保険です



かい ご ほ けん
介護保険とは

かいご 介護とは とし 年をとったり びょうき 病気になったりして ふだんの生活に

たす 助けがいる人の ひと 世話を する ことです。

かい ご ほ けん 介護保険とは かいご 介護が ひつよう 必要な人を たす 助ける しく 仕組みです。

この本は ほん 介護保険のことが か 書いて あります



川崎市
KAWASAKI CITY

かいごほけんたいしょうしゃ
介護保険の対象者

日本では 川崎市に すんでいる 40歳以上の方が
介護保険に 入ります。 この加入者を 「被保険者」と いいます。

外国人も 下に 書いてある ①②の人は 介護保険に 入ります

ただし、在留資格が「特定活動」の人の一部は、介護保険に入りません。
 すんでいる区役所の保険年金課の窓口または、大師支所・田島支所の
 区民センター、保険年金担当窓口にて聞いてください。

加入者(被保険者)は ①と②に 分かります

① ^{さい い じょう}65歳以上の人 … ^{だい ごう ひ ほ けんしゃ}「第1号被保険者」と います。

② 40歳から64歳までの 医療保険に 入っている人
… 「第2号被保険者」と いいます。

か い ご ほ け ん 介護保険 ひ ほ け ん し ゃ し ょ う 被保険者証															
被 保 険 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">番 号</th> <td></td> </tr> <tr> <th>住 所</th> <td></td> </tr> <tr> <th>フリガナ</th> <td></td> </tr> <tr> <th>氏 名</th> <td></td> </tr> <tr> <th>生年月日</th> <td style="text-align: right;">性別 男 ・ 女</td> </tr> <tr> <th>交付年月日</th> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: bottom;"> 保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印 </td> <td style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">川 崎 市</td> </tr> </table>	番 号		住 所		フリガナ		氏 名		生年月日	性別 男 ・ 女	交付年月日		保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	川 崎 市
番 号															
住 所															
フリガナ															
氏 名															
生年月日	性別 男 ・ 女														
交付年月日															
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	川 崎 市														

(一)	(二)																								
要介護状態区分等 認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日) 認定の有効期間 居宅サービス等 (うち種類支給限度基準額) 認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="text-align: center;">～</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">区分支給限度基準額</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="text-align: center;">～</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1月当たり 単位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービスの種類</td> <td style="text-align: center;">種類支給限度基準額</td> </tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 40px; vertical-align: top;"> 認定審査会の意見及びサービスの種類の指定 </td> </tr> </table>		～	区分支給限度基準額			～	1月当たり 単位		サービスの種類	種類支給限度基準額													認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	
	～																								
区分支給限度基準額																									
	～																								
1月当たり 単位																									
サービスの種類	種類支給限度基準額																								
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定																									

給付制限	内 容	期 間
	開始年月日 終了年月日	
	開始年月日 終了年月日	
	開始年月日 終了年月日	
	開始年月日 終了年月日	
	居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	開始年月日
		開始年月日
		開始年月日
介護保険施設等	種類	入所等年月日 年 月 日
	名称	通所等年月日 年 月 日
	種類	入所等年月日 年 月 日
	名称	通所等年月日 年 月 日

① ^{さい い じょう ひと}65歳以上の人 …………… ^{ひ ほ けんしやしょう}被保険者証は ^{さい}65歳の ^{たんじょう び}誕生日の ^{まえ つき}前の月に ^{おく}送ります。
^{ついたち}1日が ^{たんじょう び}誕生日の人は ^{ぜんぜんげつ}前々月に ^{おく}送ります。

②40歳から64歳までの人…介護が 必要な 人だけが もらいます。

介護が 必要かどうかは 「区役所の高齢・障害課 または
大師地区、田島地区健康福祉ステーション介護認定給付
担当の 窓口」に 申し込みをして 判定されます。

※大師地区及び田島地区健康福祉ステーションの介護認定給付担当の窓口は令和7年1月6日より
川崎区役所に移転します。

介護保険被保険者証について

1

ひ ほ けんしゃしょう
被保険者証を
もらったら 住所など
書いてあることの
まちがいがいないか
確認してください。

2

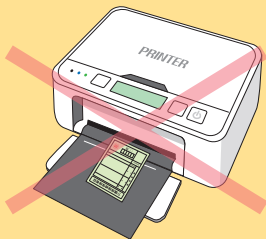
ひ ほ けんしゃしょう
被保険者証は
大切に
持っていてください。

3

じゅうしょ
住所など
書いてあることが
変わったときは
14日以内に
連絡してください。

4

こ ぴ ー
コピーしたものは
使えません。



5

か かり
貸し借りは
できません。



6

なくしたり
汚れて 使えなく
なったときは
もう一度
発行します。

7

かわさき し い がい
川崎市以外に
引っ越すときや
死亡などで 資格が
なくなったときは
すぐに 区の 窓口で
返してください。

3、6、7については区役所の保険年金課
または大師支所・田島支所の区民センターの保険年金担当の窓口で
対応します。



※大師支所及び田島支所の区民センター保険年金担当の窓口は令和7年1月6日より川崎区役所に移転します。

介護保険と 医療保険の 被保険者証のちがい

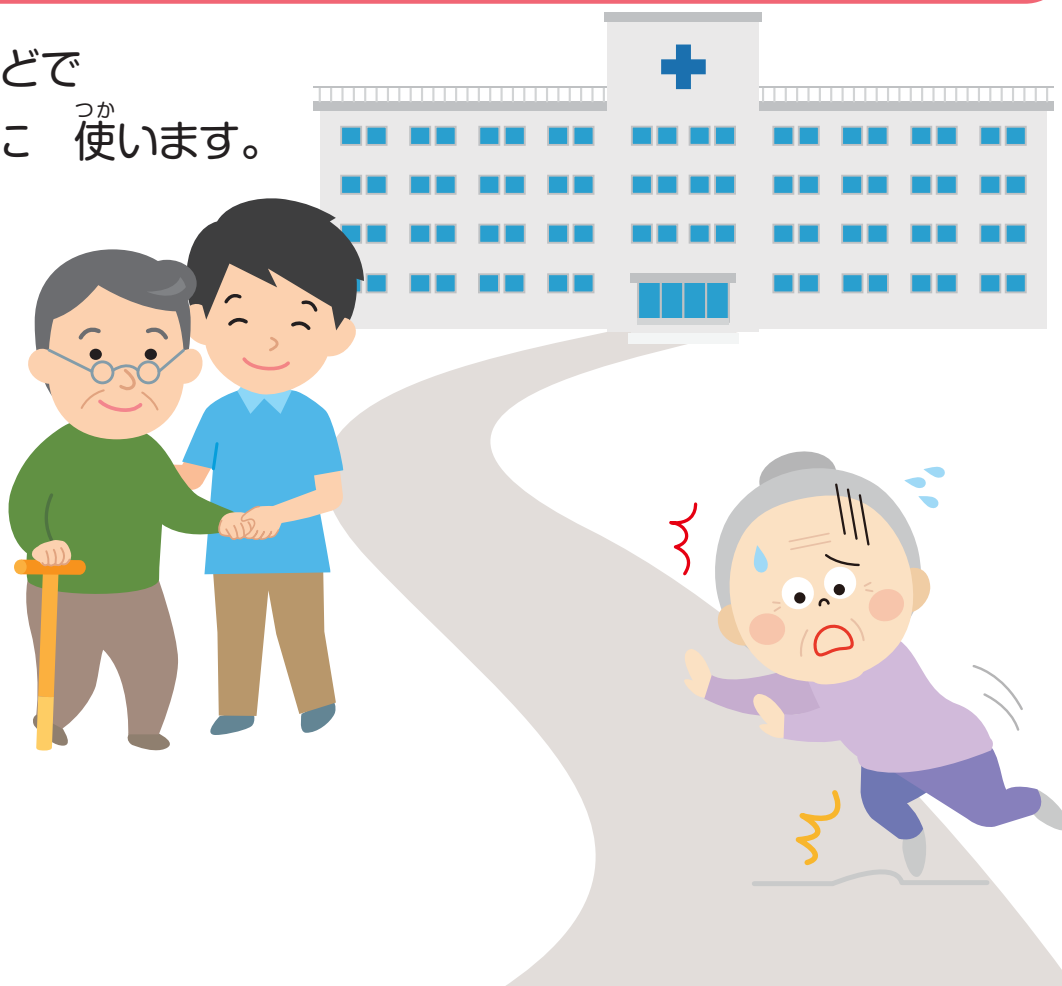
介護保険の 被保険者証

介護が 必要かを 判断するために
申し込むときに 使います。
また 介護サービスを 受けるときに
使います。



医療保険の 被保険者証

病気や ケガなどで
病院に行くときに 使います。



介護保険料について

保険料は 40歳以上の人 みんなが 払います。

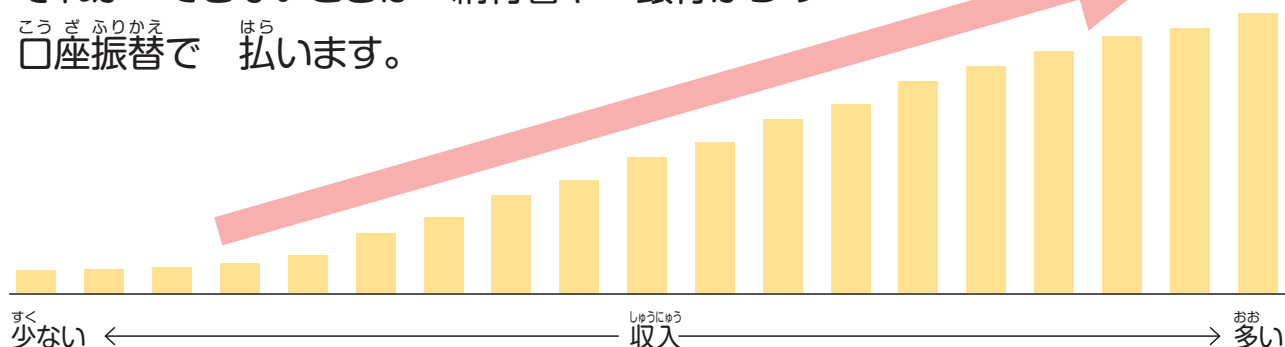
65歳以上と 40歳から64歳までの人では 払い方が ちがいます。

① 65歳以上の人

保険料は 収入によって 決まります。

原則として 年金から 差し引いて 払います。

それが できないときは 納付書や 銀行からの
口座振替で 払います。



- 災害にあたり 病気になって 収入が少なくなったときは
支払う 保険料が 少なくなる 制度があります。

詳しくは 区役所の 保険年金課 または
支所区民センターの 保険年金担当の 窓口で 聞いてください。

(大師支所及び田島支所の区民センター保険年金担当の窓口は令和7年1月6日より川崎区役所に移転します。)

- 保険料の支払いが 遅れると 遅れた分のお金が 追加されたり
介護サービスを 使うときに 支払うお金が 多くなる ことがあります。

② 40歳から64歳までの人

加入している医療保険の保険料と

いっしょに 介護保険料を 払います。



介護保険のサービスの使い方

介護サービスを 使うには 認定を 申し込みます。
どのくらい 介護が 必要かを 調べて 認定されると
サービスを 使うことができます。

要介護・要支援認定が
必要な人

1 認定の申請

本人または
家族などが
区の 窓口
に 申し込みます。



2 要介護・要支援認定

① 認定調査・主治医意見書

申し込みをすると
専門の担当者
(認定調査員と いいます) が
家に来て どのくらい
介護が 必要かを
調べます。
いつも行っている
病院の先生に
体の様子についての
意見を
書いてもらいます。

② 介護認定審査会

お医者さんや
専門の担当者が
調べた結果
などをもとに
どのくらいの
介護・支援が
必要かを 決めます。



③ 認定結果

決まった結果によって
使うことができる
サービスが
ちがいます。

認定の結果は
おお 大きく3つです。

要介護

要支援

非該当

※それぞれ 段階があって
ぜんぶで 8つに分かれます

「要介護」
の人

介護保険の
介護サービスを
使うことが
できます

「要支援」
の人

介護保険の
介護予防
サービスや
介護予防・
生活支援
サービス事業
(14ページ) を
使うことが
できます

「非該当」
の人

基本チェックリストの
実施による 対象者の判定

介護予防・生活支援

自立した 生活が

サービス事業対象者 (事業対象者)

送れる方 (非該当)

一般介護予防事業 (15ページ)

高い

介護の必要性

低い

介護保険サービスの費用

- 介護保険サービスを使ったときは費用の10～30%を自分で払います。
- 払う割合（あなたがいくら払うか）はあなたの収入によって変わります。
- 要介護の人（介護が必要だと決まった人）には割合が書かれた介護保険負担割合証が届きます。
- 介護保険サービスを使うときは次の2つが必要です。

- ① 介護保険被保険者証
- ② 介護保険負担割合証



介護保険負担割合証	
番号	
被保険者住所	
氏名	
生年月日	
〇割	開始年月日 終了年月日
〇〇市 印	

介護保険サービスの支給限度額

- おうちで介護保険サービスを使うときは介護度の結果によって1か月の支給限度額（あなたが介護サービスで使うことができるお金）が決まっています。
- 限度額を超えたときは超えたお金を自分で払います。
- 詳しくは区役所の高齢障害課または大師、田島健康福祉ステーション介護認定給付担当の窓口の人に聞いてください。

※大師地区及び田島地区健康福祉ステーションの介護認定給付担当の窓口は令和7年1月6日より川崎区役所に移転します。

要支援の人と 要介護の人の サービス

介護保険のサービスは 要介護認定を 受けた人と 要支援認定を 受けた人では 使える サービスが ちがいます。

① おうちで 使う サービス

要介護

訪問介護

… 介護の人が おうちに来て 生活の 手伝いをします。

要介護

要支援

訪問入浴介護

… 介護の人が おうちに来て お風呂の 手伝いをします。

要介護

要支援

訪問看護… 介護の人が おうちに来て 病気や ケガの 手当てをします。

要介護

要支援

訪問リハビリテーション… 介護の人が おうちに来て リハビリテーション(体を 動かす 練習)を します。

要介護

要支援

居宅療養管理指導… お医者さんが おうちに来て 病気を 治すための 計画を 立てます。

要介護

通所介護… あなたが 施設に行って ひとりで 生活できるように 食事や お風呂などの 練習をします。

要介護

要支援

通所リハビリテーション… あなたが 施設に行って リハビリテーション(体を 動かす 練習)を します。

要介護

要支援

短期入所生活介護・短期入所療養介護

… あなたが 少しの間 施設にすんで 生活の 訓練をします。



② 道具や おうち改修の サービス

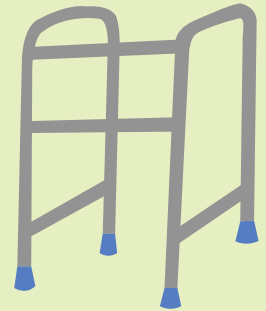
福祉用具貸与 (レンタル)

要介護
要支援

要介護
要支援

あなたが ひとりで できることを ふやすための
道具を 借りることができます。

- 車いす
- 介護用ベッド
- 歩行器 など



はら 払う お金

▶ レンタル費用の 10%～30%です。

特定福祉用具購入費の支給

要介護
要支援

要介護
要支援

あなたが ひとりで できることを ふやすための
道具を 買うお金を もらえます。

- 腰掛便座
- 簡易浴槽
- 歩行補助つえ など



はら 払う お金

▶ お金は あなたがいったん すべてを払います。

申し込むと 後から 市が あなたに 70%～90%を 払います。

▶ あなたが 払うお金は 1年間で 10万円までです。

住宅改修費の支給

あなたが ひとりで できることを
ふやすために おうちを
工事するお金を もらえます。

- 手すりの取り付け
- 段差の解消 など



払う お金

- ▶ お金は あなたがいったん すべてを払います。
申し込むと 後から 市が あなたに 70%~90%を 払います。
- ▶ あなたが 払うお金は 20万円までです。

交通事故などによる

介護保険サービスの 利用について

(第三者行為と いいます)



交通事故にあって

介護サービスを 受けるときは 必ず

区役所の 高齢障害課 または

大師、田島健康福祉ステーション

介護認定給付担当の 窓口で

連絡しなければ なりません。



※大師地区及び田島地区健康福祉ステーションの介護認定給付担当の窓口は令和7年1月6日より
川崎区役所に移転します。



③ ち い き み っ ち ゃ く が た **地域密着型** さ - び す **サービス**

すみ慣れた 地域で ひとりで 生活できるよう 支援する サービスです。
川崎市の人が 使えます。

要介護
ようかいご

てい き じゅんかい すい じ たいおうがた ほうもんかい ご かん ご **定期巡回・随時対応型 訪問介護看護**

… 介護の人が 昼や夜に 様子を見に おうちに 来てくれます。
お風呂や トイレの 手伝いをします。



要介護
ようかいご

や かんたいおうがた ほうもんかい ご **夜間対応型 訪問介護**

… 介護の人が 夜 様子を見に おうちに 来てくれます。

要介護
ようかいご

地域密着型 通所介護 … あなたが 施設に行ってお風呂や 食事のサービスを 受けることができます。

要介護
ようかいご

要支援
ようしえん

認知症対応型通所介護 … 認知症の人が 施設に行ってお風呂や 食事のサービスを 受けることができます。

要介護
ようかいご

要支援
ようしえん

しょう き ぼ た き のうがたきょたくかい ご **小規模多機能型居宅介護**

… おもに 施設に通って サービスを 受けます。
ときどき 介護の人が 来てくれたり あなたが 施設に泊まりに行つて サービスを受けます。

要介護
ようかいご

看護小規模多機能型居宅介護 … 訪問看護と小規模多機能型居宅介護を 組み合わせた サービスです。

要介護
ようかいご

要支援
ようしえん

認知症対応型 共同生活介護 … 認知症の人が 少ない人数で いっしょに 施設に すんで お風呂や 食事の練習をします。

ち いきみっちゃんがた かい ご ろうじんふく し し せつ にゅうしょしゃせいかつかい ご
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護
 … 介護が 必要なが 29人より 少ない 施設に行つて
 お風呂や 食事のサービスを 受けることができます。



④施設に入つて 受ける サービス

どのような 介護が 必要かによつて 3つのサービスがあります。
 どの施設に 入るかを 選んで 自分で 契約します。
 施設サービス費の ほかに 食費、居住費、日用品代なども 支払います。

介護老人福祉施設

… 介護が いつも 必要なが 使えます。



介護老人保健施設

… 病院に 入院したあと 将来 おうちに 帰るために
 リハビリテーション(体を 動かす 練習)を します。

介護医療院

… 長い間 病気の 治療が 必要なが 使えます。

特定施設入居者生活介護

介護保険を 使うことができる 施設です。

- 介護付有料老人ホーム
- ケアハウス
- 養護老人ホーム など



内容や 費用は 施設によつて ちがうので 各施設に 聞いてください。

サービス利用料の 軽減制度について

介護サービスを 使うときに 支払う お金が 少なくなる
制度があります。

詳しくは 区役所の 高齢・障害課 または 大師・田島健康福祉
ステーションの 高齢障害の 窓口で 相談してください。

1

高額介護
(介護予防)
サービス費の
支給

2

高額医療合算介護
(介護予防)
サービス費の
支給

3

特定入所者介護
サービス費の
支給

4

社会福祉法人
による 利用料の
負担軽減制度

5

認知症対応型
共同生活介護による
利用者負担の
軽減制度

6

その他の
利用料の
負担軽減制度



※大師健康福祉ステーション・田島健康福祉ステーションの
高齢障害担当の窓口は令和7年1月6日に川崎区役所に移転します。

要支援 1,2 の人と 非該当の人の サービス

● 介護予防・生活支援サービス事業 ●

対象者

- 要支援の 判定を 受けた人が 使えます。
- 65歳以上の 非該当の人のうち 「事業対象者」と 判定された人が 使えます。

サービス

① 介護予防訪問サービス

お手伝いをしてくれる人が おうちに来て
あなたといっしょに 家事をします。



② 介護予防通所サービス

あなたが 施設に行って 体を動かす
トレーニングをします。

③ 介護予防短時間通所サービス

あなたが 施設に行って 短い時間
体を動かす トレーニングをします。



一般介護予防事業

たいしょうしゃ

対象者

- 65歳以上の人と その人の支援に かかわる人は 介護を
予防する 取り組みに 参加できます。

介護予防の 取り組みは 次の2つがあります

① 介護予防普及啓発事業

介護予防に 関する
パンフレットの 配布や
健康講座・講演会の
開催などにより 自立した
生活のための 介護予防活動の
重要性を 周知します。



② 地域介護予防活動支援事業

地域住民が 主体となって 行う
介護予防活動の 支援や
介護予防活動を サポートする
ボランティアの 育成などを
行います。

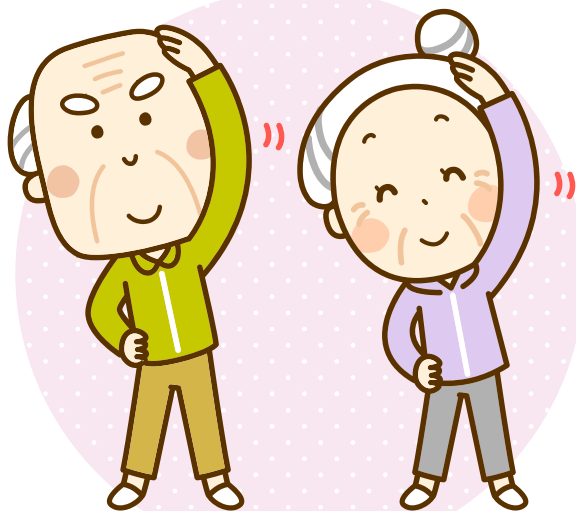


● いこい元気広場事業 ●

かわさきし 川崎市に すんでいる 65さい いじょう ひと 65歳以上の人は し ない 市内すべてのいこいの家や
 ろうじんふくし せ ん た ー 老人福祉センターなどで まいしゅう かい 毎週1回 せんもん ひと おこな 専門の人が行う たいそう 体操や こう ざ 講座に
 さん か 参加できます。



さん か き かん
 参加期間は
 げつ かん
 6か月間です



地域包括支援センターとは

年をとった人が すみ慣れた地域で 自立した生活が 継続できるように
相談する 窓口です。

おもな 業務内容

総合相談・

支援権利擁護事業

介護保険だけではなく

いろいろなことを

相談できます。

介護予防ケアマネジメント

あなたが 介護サービスを きちんと
使えるように サポートします。

- ケアプラン(どんな 介護サービスを使うか
書いてある 書類)などを 作成します。
- 介護サービスが きちんと使えているか
確認します。

包括的・継続的

マネジメント支援

年をとった人が すみ慣れ
た地域で 生活ができる
ように サポートします。

地域包括支援センター

(市外局番044)

区	名称	電話番号	FAX番号
川崎区	桜寿園	287-2558	287-2577
	恒春園	211-6313	223-1240
	大師の里	266-9130	266-9131
	しおん	222-7792	222-7796
	京町	333-7920	333-7938
	大師中央	270-5112	287-5562
	ビオラ川崎	329-1680	322-2553
	大島中島	201-8831	201-8834
幸区	藤崎	270-3215	270-5682
	幸風苑	556-4355	511-3511
	夢見ヶ崎	580-4765	742-8040
	かしまだ	540-3222	540-3220
	しゃんぐりら	520-3863	520-3861
	みんなと暮らす町	520-1905	520-1906
中原区	さいわい東	555-1411	555-1412
	すみよし	455-0980	455-0883
	こだなか	798-2332	755-5656
	ひらまの里	544-4012	544-3961
	みやうち	740-2814	740-2816
	いだ	751-6661	751-6385
	とどろき	281-3666	281-3616

区	名称	電話番号	FAX番号
高津区	わらく	799-7951	799-7952
	すえなが	861-5320	861-6194
	陽だまりの園	814-5637	814-5636
	溝口	820-1133	822-0500
	ひさすえ	797-6531	797-6540
	樹の丘	820-8401	820-8402
	リ・ケア向ヶ丘	865-6238	865-6239
宮前区	みかど荘	777-5716	777-1193
	鷺ヶ峯	978-2724	976-6470
	富士見プラザ	740-2883	777-3239
	レストア川崎	976-9590	976-9591
	フレンド神木	871-1180	877-2800
	宮前平	872-7144	852-3377
	ビオラ宮崎	948-5371	948-5372
多摩区	長沢壮寿の里	935-0086	935-0093
	多摩川の里	935-5531	935-3511
	太陽の園	959-1234	959-1233
	菅の里	946-5514	946-3432
	しゅくがわら	930-5151	930-5911
	よみうりランド花ハウス	969-3116	969-3160
	登戸	933-7055	933-7077
麻生区	柿生アルナ園	989-5403	988-9774
	栗木台	987-6505	380-7970
	虹の里	986-4088	986-1027
	片平	986-4986	986-4987
	百合丘	959-6522	712-0202
	新百合	969-3388	969-0200
	高石	959-6020	959-6021

※各地域包括支援センターの担当地域につきましては、お住まいの地区の区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口（※大師地区及び田島地区健康福祉ステーションの介護保険担当窓口は令和7年1月6日より川崎区役所に移転します。）にお問合せください。

●お問い合わせは

しがいきよくばん
(市外局番 044)

お問い合わせ 内容とお住まい	介護保険料 について (介護保険料)	介護認定 について (介護認定)	介護サービス について (介護給付)	介護保険以外の サービスについて (高齢者支援)	FAX番号
川崎区	川崎市保険 コールセンター 200-0783 受付時間 平日 8:30~17:15 第二・四土曜日 8:30~12:30	201-3282	201-3282	201-3080	201-3291
大師地区		271-0152	271-0161	271-0157	271-0128※
田島地区		322-1990	322-1996	322-1986	322-1995※
幸区		556-6655	556-6689	556-6619	555-3192
中原区		744-3179	744-3136	744-3217	744-3345
高津区		861-3263	861-3269	861-3255	861-3249
宮前区		856-3245	856-3238	856-3242	856-3163
多摩区		935-3185	935-3187	935-3266	935-3396
麻生区		965-5198	965-5146	965-5148	965-5206

※令和7年1月6日以降、大師地区・田島地区のFAX番号は変更されますので、番号を確認のうえご利用ください。
電話番号は引き続き利用できます。

川崎市総合事業 専用ナビダイヤル	介護予防生活支援サービス事業（総合事業）について 0570-040-114 平日 8:30~17:15
---------------------	--

健康福祉局長寿社会部 介護保険課	保険料について 200-2691	認定について 200-2455	給付について 200-2687
---------------------	---------------------	--------------------	--------------------

健康福祉局 地域包括ケア推進室	地域包括支援センターについて 200-2681	認知症・権利擁護について 200-2470
--------------------	----------------------------	--------------------------

健康福祉局保健医療政策部 健康増進担当	いこい元気広場について 200-2411
------------------------	-------------------------

* こんには介護保険です(日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語)

「川崎市ホームページ」 <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000049639.html>

* 介護保険の事業者情報は、インターネットで閲覧できます。

「介護サービス情報公表」 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

* 川崎市の生活支援等サービスの情報は、インターネットで閲覧できます。

「川崎市生活支援等サービスの情報公表」 <https://kana.rakuraku.or.jp/kawasaki>

令和6年11月発行

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課

